

平成 26 年度京都府職業訓練実施計画

平成 26 年 7 月 22 日

1 総説

(1) 計画のねらい

この計画は、職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（以下「支援法」という。）第 2 条に規定する特定求職者（以下「特定求職者」という。）に対する、支援法第 4 条第 1 項の規定による厚生労働大臣の認定を受けた職業訓練（以下「求職者支援訓練」という。）や、職業能力開発促進法（昭和 44 年法律第 64 号）に基づき、公共職業能力開発施設で行われる離職者に対する職業訓練（以下「公共職業訓練（離職者訓練）」という。）等について、国及び京都府が一体となって特定求職者を含む求職者に対する職業訓練受講の機会を十分に確保し、実施するための、重要な事項を定めたものである。

(2) 計画期間

計画期間は、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までとする。

(3) 計画の改定

この計画は、職業訓練の実施状況等を踏まえ、改定する。

2 平成 25 年度における職業訓練をめぐる状況

平成 25 年 4 月から平成 26 年 3 月末現在で、新規求職者のうち、特定求職者に該当する可能性のある者の数は 99,926 人。

平成 25 年度の職業訓練の受講者数は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練） 2,167 人（平成 26 年 3 月末現在）
- ・ 求職者支援訓練 2,010 人（平成 26 年 3 月末現在）

平成 25 年度の職業訓練の就職率は次のとおり。

- ・ 公共職業訓練（離職者訓練）

施設内訓練	府	96.1%	機構	83.8%
委託訓練		85.2%		
- ・ 求職者支援訓練

基礎コース	84.0%
実践コース	75.8%

注 施設内訓練は平成 26 年 3 月末までに、委託訓練、求職者支援訓練は、平成 25 年 4 月以降に開始し 25 年 11 月末までに修了した訓練の訓練終了後 3 か月までの就職率。

3 平成 26 年度における職業訓練等の実施方針

京都府内の雇用失業情勢は、雇用保険の被保険者数が堅調に増加し、有効求職者数、雇用保険受給者数は大幅な減少が続いているなど、一部に厳しさがみられるものの、改善が進んでいる状況であるが、他の都府県に比して非正規雇用割合が高いことや、生活困窮者の就職促進、人手不足職種の求人充足等に対する対応が求められているところである。

このため、平成 26 年度においても、引き続き成長が見込まれる分野、地域の特色を活かした分野における人材育成に重点を置きつつ職業訓練等を実施する。

また、京都府内における公的職業訓練が計画的かつ効果的に実施できるよう、公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練について一体的に計画を策定する。

さらに、国（京都労働局）、京都府、京都市をはじめとする関係地方自治体・行政機関、訓練実施機関・団体や労使団体等の幅広い連携・協力関係を密にし、「オール京都」体制で人材育成に取り組んでいくこととする。

（１）求職者支援訓練

① 実施規模と分野

- ・ 平成 26 年度の雇用失業情勢は改善が進んでいくと見込まれているが、非正規労働者や自営廃業者などの雇用保険の基本手当を受けることができない者に対する雇用のセーフティネットとしての機能が果たせるよう 1,700 人程度に訓練機会を提供するため、訓練認定規模 2,600 人を上限とする。
- ・ 訓練内容としては、基礎的能力のみを習得する職業訓練（基礎コース）も設定するが、基礎的能力から実践的能力までを一括して習得する職業訓練（実践コース）を中心とする（求職者支援訓練の 70%）。
- ・ その際、成長分野とされている分野・職種に重点を置くとともに、地域における産業の動向や求人ニーズを踏まえたものとする。未就職のまま卒業することとなった新卒者など、対象者の特性・訓練ニーズに応じた職業訓練の設定にも努めることとする。
- ・ 訓練認定規模は、上半期（暫定計画期間）と下半期とに区分し、以下のとおりとする。

◎ 平成 26 年度上半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース		
生活困窮者を対象としたもの、京都府地域一体的実施枠（新卒未就職者等を対象としたもの）を含む		390
実践コース		910
	介護系	240
	医療事務系	90
	情報系	90
	デザイン系	150
	営業・販売・事務系	90
	理美容	120
	その他	42
	（新規参入枠）	88

- ・ 上半期（暫定計画期間）においては、実践コースで新規参入枠を外数とし分野共有枠としたが、「その他」分野の枠数確保のため下半期は内数とする。
- ・ 上半期における京都府地域一体的実施枠〔ジョブパーク共同実施型訓練（新卒未就職者等を対象としたもの）〕については、新規参入枠と同様の審査方式により新規参入の枠外で認定できるものとする。

◎平成 26 年度下半期認定規模（認定上限値）

		京都府地域
基礎コース 生活困窮者を対象としたもの、京都府地域一体的実施を含む		390
実践コース		910
	介護系	240
	医療事務系	90
	情報系	90
	デザイン系	150
	営業・販売・事務系	90
	理美容	120
	その他	130

- ・ 認定単位期間
京都府においては、1 カ月ごとに求職者支援訓練を設定することとする。
（コース別の訓練実施計画規模を超えては認定しない）
注）申請対象機関の設定数を超える認定申請がある場合は、
イ 新規参入枠については、職業訓練の案等が良好なものから
ロ 実績枠については、求職者支援訓練の就職実績等が良好なものから
設定する。

認定単位期間ごとの具体的な定員及び認定申請期間については、京都労働局及び独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構（以下「支援機構」という）京都職業訓練支援センターのホームページで周知する。

- ・ 求職者支援訓練のうち、次の範囲内で京都府内の求職者支援訓練に新規参入となる職業訓練を認定する。
イ 基礎コース 10%
ロ 実践コース 10%

なお、各認定単位期間の新規枠については、各認定単位期間の認定数の枠内でコース・分野によっては最大 20 名まで拡大できるものとする。

(2) 公共職業訓練

① 施設内訓練に係る実施規模と分野

- ・ 平成 26 年度においては、京都府地域では施設内訓練 21 科目、848 名（障害者向け訓練を除く）の訓練定員を確保する。
- ・ 府立高等技術専門校では、ものづくりの基本となる技能を習得するための職業訓練を実施する。（訓練期間：1 年もしくは 2 年間）

京都高等技術専門校	80 名（システム設計科、メカトロニクス科、機械加工システム科、建築科）
陶工高等技術専門校	50 名（やきもの成形科、やきもの図案科）
福知山高等技術専門校	60 名（自動車整備科、ＩＴ・経理科、ものづくり基礎科）
計	9 科目 190 名

- ・ 支援機構（ポリテクセンター京都、ポリテクカレッジ京都）では、地域の事業主団体や事業主等業界の人材ニーズを基に、主にものづくり分野であって、委託訓練等民間では実施が難しいコースを設定する。
- ・ 平成 26 年度においては、機械系分野 250 名、電気・電子系 288 名、居住系 120 名を実施する。（訓練期間：6～7 か月）

ポリテクセンター京都	648 名（溶接施工技術科、ビル設備サービス科、機械加工技術科、CAD/CAM/NC 科、他 7 科目）
ポリテクカレッジ京都	10 名（CAD/CAM 技術科）
計	12 科目 658 名

② 委託訓練に係る実施規模と分野

- ・ 委託訓練は、訓練定員を 2,538 名（平成 25 年度計画から 410 人増）として実施する。（京都府北部：419 名、京都府南部：2,119 名）
- ・ 設定コースは、ＩＴ事務、医療事務、介護、情報系を重点分野とし、応募・求人ニーズを踏まえてコース設定を見直す。
- ・ 社会人基礎力の養成や就職支援を京都ジョブパークと一体となって計画実施する「ジョブパーク共同実施型訓練」を、ものづくりや観光など、求職者や地域産業界のニーズが高い分野で設定する。また、今後成長が見込まれる産業分野の職業訓練コースを充実させ、長期の職業訓練コースの実施に努める。
- ・ 受講対象者として、若年者、女性、中高年者それぞれに配慮した多様なコース設定を行う。
- ・ 委託訓練の募集締め切りから開講までの期間を大幅に短縮して求職者の利便性を向上させる。（㊦50 日程度→㊦20 日程度）
- ・ 委託訓練は月初、求職者支援訓練は 15 日の開講を原則とすることで、同じ訓練分野でも、より多様な開講時期を確保できるようにする。

○平成 26 年度計画 定員 2,538 人（平成 25 年度計画→平成 26 年度計画 410 人増）

	25 年度	26 年度
資格習得コース	105 人	60 人
介護福祉士養成科	105 人	60 人
知識等習得コース（デュアル訓練含む）※ ₁	1,933 人	2,378 人
オフィス／事務系	709 人	924 人
Web／デザイン系	116 人	330 人
介護系	360 人	405 人
医療／介護事務系	330 人	384 人
サービス系	0 人	120 人
語学系	65 人	0 人
技術系	88 人	60 人
農業系	25 人	25 人
人づくり系（ＪＰ共同実施）	240 人	130 人
実践的人材育成コース※ ₂	90 人	100 人
語学系	45 人	25 人
Web 系	25 人	25 人
医療／介護事務	20 人	0 人
技術系（電気技術）	0 人	25 人
観光系	0 人	25 人
合 計	2,128 人	2,538 人

※₁ 知識等習得コース…求職者に必要な知識・技術等の職業能力を付与するための訓練コース（訓練期間：3 ヶ月間を標準 委託費：1 月当たり 50,000 円/人を上限に就職支援経費対象コース）

※₂ 実践的人材育成コース…企業において中核的な役割を果たす人材等の高い仕上がり像を目指す訓練コース（訓練期間：6 ヶ月間を標準 委託費：1 月当たり 90,000 円/人を標準に、150,000 円/人を上限とする。就職支援経費対象外コース）

4 職業訓練受講者等に対する就職支援の充実、就職率の目標

- ・ 公的職業訓練受講希望者には、公共職業安定所、京都ジョブパークにおけるキャリア・コンサルティングを通じ、適切な訓練コースの選択を支援する。
- ・ 訓練実施機関等において、ジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの機会を設けるとともに、訓練受講中、訓練修了後においても、訓練実施機関と公共職業安定所、京都ジョブパークとが連携し、訓練関連分野の求人情報の提供など、就職に向けた支援を充実する。
- ・ また、訓練修了後は、訓練実施機関による独自の就職支援のほか、公共職業安定所や京都ジョブパークにおいても、訓練実施機関が訓練修了時に交付したジョブ・カード（評価シートを含む）等を活用し、未就職者の就職支援により一層取り組む。

- ・ 社会人基礎力等の不足により就職が困難な場合は、ＪＰカレッジ等の活用を図り就職支援を行う。
- ・ 求職者支援訓練受講者のうち、引き続き技能向上のための公共職業訓練もしくは京都府の実施する雇用型訓練等への連続受講が必要な者に対しては、円滑な受講に向けた支援を行う。
- ・ これらにより、求職者支援訓練受講者の雇用保険適用就職率は、基礎コース 55%、実践コース 60%を目指す。
- ・ 公共職業訓練受講者の就職率については、府立高等技術専門校の施設内訓練は 100%、委託訓練は 80%を目指す。支援機構においては施設内訓練の就職率の目標を 84%以上（前年実績以上）とする。

5 推進体制

- ・ 国（京都労働局）・京都府・支援機構が一体的に公共職業訓練（離職者訓練）と求職者支援訓練の調整を行うことで、訓練規模、分野、時期において適切に職業訓練の機会や受講者を確保する。
- ・ 職業訓練を効果的に実施し、訓練修了者の就職を実現していく上で、国・府の関係行政機関はもとより、地域の訓練実施機関の団体や労使団体等の幅広い理解・協力が求められる。
このため、平成 26 年度においても地域訓練協議会を開催して、地域の実情を踏まえた計画的で実効ある職業訓練の推進に資することとする。
- ・ 地域訓練協議会の下に「幹事会」を設置し、①本計画に基づく具体的実施方策及び連携方策の検討・作成、②広報の方策、③計画の進捗状況の管理等を行う。
更に、それぞれの事項を具体的に推進していくためのワーキングチーム（部会）を開催する。
- ・ このほか、公共職業訓練（離職者訓練）及び求職者支援訓練におけるジョブ・カードを活用したキャリア・コンサルティングの着実な実施等に資するため、地域ジョブ・カード運営本部において、効果的な周知・啓発の在り方を検討し、関係機関を通じた周知を図る。
- ・ 今後とも、地域訓練協議会を開催し、職業訓練の実施状況等についてフォローアップを行う。